

(仮称) 西目風力発電事業 更新計画

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 2 年 12 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	4

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2 年 10 月 26 日（月）

(2) 公告の方法

①日刊新聞による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 2 年 10 月 26 日（月）付 秋田魁新報（朝刊：4 面）

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙 2-1,2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 令和 2 年 10 月 15 日（木）発行 広報ゆりほんじょう
- ・ 令和 2 年 10 月 15 日（木）発行 広報にかほ

③インターネットによるお知らせ

令和 2 年 10 月 26 日（月）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 秋田県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/33760>

- ・ (株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 3-2 参照）

<https://www.eurus-energy.com/assessment/10592/>

④その他のお知らせ

- ・ 由利本荘市田高地区：

準備書図書の縦覧と住民説明会の開催に係る案内状を町内で回覧。

また、最寄り地区住民向けに個別説明会を実施。

- ・ にかほ市両前寺地区：

準備書図書の縦覧と住民説明会の開催に係る案内状を町内で回覧。

また、最寄り地区住民向けに個別説明会を実施。

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・由利本荘市役所 生活環境課
- ・由利本荘市役所 西目総合支所 1 階市民ホール
- ・にかほ市役所 市役所仁賀保庁舎
- ・にかほ市役所 市役所金浦庁舎
- ・にかほ市役所 市役所象潟庁舎

②インターネットの利用による縦覧

- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト
<https://www.eurus-energy.com/assessment/10592/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 2 年 10 月 26 日（月）から令和 2 年 11 月 25 日（水）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、秋田県のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和 2 年 11 月 6 日（金） 18 時から 20 時
- ・ 開催場所：ホテルエクセルキクスイ
(秋田県にかほ市平沢字町田 108-1)
- ・ 来場者数：8 名

- ・ 開催日時：令和 2 年 11 月 7 日（土） 10 時から 12 時
- ・ 開催場所：ホテルアイリス
(秋田県由利本荘市肴町 5)
- ・ 来場者数：13 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 2 年 10 月 26 日（月）から令和 2 年 12 月 9 日（水）まで
(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で 19 名の方から 72 件の意見が提出された。

第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条及び第 19 条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

意見と事業者の見解（１）

埼玉県熊谷市 A 氏

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
1	欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。 1. 本準備書で採用された新規の発電機は、ハブ高が 94m、ローター径が 130m であることから地上から 29m 以上がブレード回転域となる。従って、本準備書における「バットディテクターによる調査（高度別飛翔状況の記録）」で風況観測塔に設置した 20m（P502 の 20m 先の音声記録できるとの記載による）および 50m のマイクと 78m 以上となる既設ナセルからのマイクで記録された音声はすべてブレード回転域を飛翔するコウモリ類である。このことを前提として予測評価を行うこと。 2. 本準備書における「バットディテクターによる調査（踏査）」で確認された音声の時刻およびピーク周波数の一覧を示すこと。 3. バットディテクターによる調査（高度別飛翔状況の記録）で得られた結果と風速との関係を示すこと。 4. 捕獲調査によって確認されたすべてのコウモリ類について、P379 に記載された生息状況（性別、年齢、生殖状況等）について記載すること。 5. P379 の「ハーブトラップによる捕獲」において、かすみ網を使用しているが、かすみ網の使用に当たって環境省からの許可は得ているのか、環境省から許可された捕獲許可証の写しを提示すること（個人情報保護対応可能）。 6. かすみ網を使用した捕獲において、P379 に記載された「1 時間に 1 回以上の間隔で見回り」では、コウモリ類への影響、かすみ網の盗難、錯誤捕獲等が問題視される。捕獲調査時の機材ごとのすべての見回り時刻および捕獲時刻を記載し、コウモリへの配慮を行った調査であることを示すこと。 7. P504 以降の「調査結果」に死骸調査の結果が記載されていない。本当に現地調査を実施したのか疑わしい。調査日毎の既設発電機番号、調査時間、天候、植生状況および確認状況等を記載すること。	ご意見は原文のとおり記載いたしました。バットディテクターによる調査（高度別飛翔状況の記録）で確認された種（ヤマコウモリ・ヒナコウモリ類、ヒナコウモリ科）は、ブレード回転域を飛翔するものと認識した上で、予測評価を行っております。 「バットディテクターによる調査（踏査）」で確認された音声の時刻およびピーク周波数の一覧は、結果内容を整理の上、評価書において記載を検討いたします。 バットディテクターによる調査（高度別飛翔状況の記録）期間中の風速の推移は、p. 10-99（図 10.1.5-5）に示すとおりです。 捕獲調査によって確認したコウモリ類のデータは、以下の表 1 に示すとおりです。 かすみ網の使用に当たっては、以下の図 1 に示すとおり、環境省より許可を受けて実施しております。 かすみ網の見回り時刻及び捕獲時刻は、結果内容を整理の上、評価書において記載を検討いたします。 本準備書に係る死骸探索調査において、コウモリ類の死骸は確認されませんでした。ご指摘のとおり、死骸調査の調査結果の記述が抜けており、申し訳ございません。死骸が確認されなかったことから項目の記載が抜け落ちておりました。評価書において記載いたします。調査日ごとの既設発電機番号、調査時間、天候、植生状況及び確認状況等並びに死骸調査における各ローター下面積とその調査実施面積との割合は、結果内容を整理の上、評価書において記載を検討いたします。 今後の事後調査については、準備書時の専門家ヒアリング結果を踏まえるとともに、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、実施する予定です。

No.	意見	事業者の見解
1	(前頁からの続き) 8. 死骸調査における各ローター下面積とその調査実施面積との割合を調査地毎に示すこと。 9. 今後の事後調査については、新しい調査手法が開発される可能性があることから、調査実施前にコウモリ類の専門家と調査頻度、範囲、確認種の扱い(同定および死骸の保管方法)について協議を行う必要がある。	

環東地野許第 1907011 - 2 号 有効 令和 1 年 7 月 1 日から
令和 1 年 7 月 1 日 期 間 令和 1 年 12 月 31 日まで

許可証
(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)

東北地方環境事務所長

住 所	東京都墨田区石原4-24-5-802
氏 名 (法人の名称)	東尾 治伸
生 年 月 日 (代表者の氏名)	昭和49年3月19日
鳥獣等の種類 及び数量	ニホンコキガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、ヒメホオヒゲコウモリ、フジホオヒゲコウモリ、カガヤコウモリ、モモジロコウモリ、アブコウモリ、ヒナコウモリ、ウサギコウモリ、ユビナガコウモリ、コテングコウモリ、デングコウモリ等の各種(ただし、かすみ網による捕獲に限る。)、及びクロオウヒコウモリ、コヤマコウモリ、ヤマコウモリ等の各種合計200頭(ただし、捕獲合計頭数は共同申請者11名の合計とする。)
目 的	環境影響調査(生息状況把握調査)
区 域	秋田県由利本荘市西目町及びにかほ市平沢各一円 ただし、施行規則第7条第1項第7号の場所を除く。
方 法	かすみ網、ハーブトラップ、手網、手取り
捕獲等又は採取等の 後の処理	種の同定、各種計測、写真撮影の後に放散する。
条 件	

注 意 事 項

- 1 この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。
- 3 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、東北地方環境事務所長に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。
- 4 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項の報告とすることができる。

報 告 欄

捕獲等又は採取等した場所	鳥獣等の種類	捕獲等又は採取等した数量	処置の概要	備 考

図 1 許可証の写し

表 1 コウモリ調査結果の詳細

	捕獲日	捕獲時間	調査地点	種名	性別	年齢	外部形態		
							体重(g)	前腕長(mm)	下腿長(mm)
夏季	2019年7月30日	6:00	02	ヒメホオヒゲコウモリ	オス	成	7.1	34.16	16.93
	2019年7月28日	21:40	03	ヒメホオヒゲコウモリ	オス	成	7.4	34.70	16.81
	2019年7月29日	7:00	03	コテングコウモリ	オス	成	6.6	33.88	16.24
	2019年7月30日	7:00	03	ヒメホオヒゲコウモリ	オス	成	7.3	35.21	16.93
	2019年7月30日	7:00	03	ヒメホオヒゲコウモリ	オス	成	6.6	33.45	16.59
	2019年7月30日	7:00	03	ヒメホオヒゲコウモリ	オス	成	6.4	33.57	16.61
秋季	2019年10月13日	19:20	01	キクガシラコウモリ	オス	成	28.1	58.83	24.98
	2019年10月13日	21:30	01	コテングコウモリ	オス	成	5.0	32.77	15.46
	2019年10月13日	20:15	02	ユビナガコウモリ	オス	成	11.8	46.27	19.15
	2019年10月14日	7:40	02	ユビナガコウモリ	オス	成	12.1	49.11	19.72

<その他>

No.	意見	事業者の見解
2	10. 評価書および事後調査報告書は、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）において常時閲覧できる状態とすること。 以上	評価書につきましては、弊社の案件のものは環境省図書館に寄贈しており、縦覧期間終了後もそちらで常時閲覧可能となっております。一方で、事後調査報告書につきましては、未だ弊社としての作成事例が1事例しかないこと等も鑑み、縦覧期間終了後の公表については今後検討してまいります。

意見と事業者の見解（2）

秋田県由利本荘市 B氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
3	①西目風力発電機はこれまで鳥海山麓の自然景観を台無しにしてきている。近隣住民に安らぎと活力を日々与えてくれる貴重な自然景観をこれ以上壊し続けるのは止めて欲しい。従って本事業の更新は断念し、既設風車の解体撤去のみを行って欲しい。	本事業は、既設の風力発電機と比べて大型化する一方で、基数については既設15基に対し方法書段階では最大10基程度、準備書段階では最大8基に減少させるとともに、風力発電機高さを方法書段階の最大170mから準備書段階では159mに縮小する計画です。 引き続き、関係自治体、地元地区等の意見を踏まえて事業計画を検討していくと共に、丁寧な事業計画説明を行うことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。

<生態系>

No.	意見	事業者の見解
4	②解体撤去に当たっては、生態系の回復が可能となるような最善の対応を要望する。	土木工事の際には、表土を一時的に仮置きし、工事後の覆土として再利用することで、現状の植生の早期回復に努めます。さらに、造成により生じた法面には、極力在来種や自生種を用いた緑化を行う等、準備書に記載の環境保全措置を実施し、生態系に配慮する計画です。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
5	③既設風車の定格出力の二倍もあるものを、福祉施設のコロニーにこれまで以上に近づける本計画は、弱者虐待に当り、非人道的で認められない。	本事業は、既設の風力発電機と比べて大型化する一方で、基数については既設15基に対し方法書段階では最大10基程度、準備書段階では最大8基に減少させる計画です。また、超低周波音については、現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、ISO-7196に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である100デシベルを十分下回ることを確認しております。 なお、秋田県心身障害者コロニーの職員と面談した際に、利用者の方々から当社発電所に対する苦情は聞いたことがないとお伺いしております。引き続き、地域住民の方々には丁寧な事業説明を行うと共に、建設後も状況ヒアリング等を行ってまいります。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
6	④風車設置効果として CO₂ の削減が挙げられ、定格出力の場合、年間 33,000 トンの CO₂ 削減が可能となっているが、バックアップ電源の排出する CO₂ の量は幾らか当方に文書で知らせて欲しい。 尚、欧米では風力発電機の増加に比例して大気中の CO₂ の量が増えているとの報告もなされている。 又、地球の温暖化と CO₂ の増加との関連は無いという科学的な解説書も多く出版されているので、貴社もそれらを参考すべきと提案する。	準備書に記載した CO₂ 削減量では、バックアップ電源や風車稼働の外部電源で排出された CO₂ の数値を差し引いたものではございませんが、算定した数値は以下理由から、大きく下振れするものではありません。 ・東北エリアにおいて火力発電の電源比率が 70%を超えている現況を踏まえても、風力発電専用のバックアップ電源を必要とする水準ではないと考えられること、また、分散設置により風力発電の出力変動が平準化され、風力発電による発電量に応じて、火力発電による発電量及び化石燃料の消費も抑制されることから、CO₂ の排出削減に貢献できることは確かであると考えております。 ・外部から購入した電力量は発電所の発電量の 1%未満とわずかで、算定した CO₂ 削減量への影響は軽微と考えております。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
7	⑤風力発電機が増えると、再生可能エネルギー賦課金のため、一般市民の電気料金が益々高くなるのでこれ以上風力発電機は造らないで欲しい。	日本では再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成 30 年 7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献してまいりたいと考えております。 ご理解の通り、風力発電も再生可能エネルギー賦課金により全国民の皆様から支えてもらって成り立っているのが現状ですが、政府方針に則り、将来的にはそのような優遇政策なしでも安価な電気を皆様にお届けできるよう、事業者として発電原価低減に努めてまいる所存です。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
8	⑥「固定価格買い取り制度」を盛り込んだ「再エネ特措法」に便乗し、国民の税金を無駄遣いする風車建設はこれ以上続けられないで欲しい。	固定買取価格制度につきましては、再生可能エネルギー賦課金により全国民の皆様より支えて頂いているものであり、税金が充当されているものではございません。 他方で、政府方針に則り、将来的にはそのような優遇政策なしでも安価な電気を皆様にお届けできるよう、事業者として発電原価低減に努めてまいる所存です。

意見と事業者の見解（３）

東京都世田谷区 Ｃ氏

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
9	■ 1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「株式会社ユーラス エナジーホールディングス」及び委託先「日本工営株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。また、ご意見それぞれに回答し、順番の並び替えもいたしません。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
10	■ 2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？ （理由）コウモリ類の影響予測及び保全措置において必要な諸元のため	カットイン風速未満の場合はブレードは回転いたしません。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
11	■ 3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？ （理由）コウモリ類の影響予測及び保全措置において必要な諸元のため	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、現時点では未定となります。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
12	■ 4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以上の風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行に対し回転を止めること）を実行できるのか？ （理由）コウモリ類の影響予測及び保全措置において必要な諸元のため	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、現時点では未定となります。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
13	■ 5. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて事業者の見解及び実施しない合理的根拠を丁寧に述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響も小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。ただし、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を検討いたします。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
14	■ 6. 本事業は風力発電事業だが、本準備書で風速とコウモリの活動量の相関を一切考察しない合理的理由は何か？ 事業者はコウモリ類の「高度別飛翔状況の記録」という定量調査を1年間行い、その膨大なデータを P505～P509 にわたり解析したが、予測は従来どおりの定性的予測とはあきれた話だ。本準備書で「高度別飛翔状況の記録」結果の「風速とコウモリの活動量の相関」を、環境保全措置に一切反映しなかった合理的根拠は何か？	ご指摘を踏まえ、風速とコウモリの活動量の相関を整理し、評価書において記載を検討いたします。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
15	■ 7. コウモリ類の死骸探索調査についてコウモリ類の死骸探索調査結果が記載されていない。重要種、非重要種を問わず、コウモリ類の死骸は確認されなかったのか？	本準備書に係る死骸探索調査において、コウモリ類の死骸は確認されませんでした。ご指摘のとおり、死骸調査の調査結果の記述が抜けており、申し訳ございません。死骸が確認されなかったことから項目の記載が抜け落ちておりました。評価書において記載いたします。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
16	■ 8. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリ類の死骸探索調査結果が記載されていない。本事業地で行った死骸探索調査について、以下の内容を記載していただきたい。 ①風車1基あたりの調査半径 ②「調査員」のコウモリ類の死骸の見落とし率（試験による結果） ③「コウモリ類の死骸消失率」 ④風車1基1回あたりの調査時間 ⑤既設風車それぞれの「調査可能面積（調査範囲から、死骸の発見が困難な植生：樹林、低木林、水域、高茎草本等を除いた面積）」 なお①～⑤が回答できないのであれば、仮に「コウモリ類の死骸は確認されていない」と事業者が主張しても信用できない。	本準備書に係る死骸探索調査において、コウモリ類の死骸は確認されませんでした。ご指摘のとおり、死骸調査の調査結果の記述が抜けており、申し訳ございません。死骸が確認されなかったことから項目の記載が抜け落ちておりました。評価書において記載いたします。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
17	■ 9. 高度別飛翔状況調査について P10-95 (505)「録音ファイル数」とは何か、意味が不明である。「録音ファイル」の具体的な定義を「丁寧に」述べよ。	「録音ファイル数」は、コウモリの音声以外の録音ファイルを除外した「音声ファイル数」の誤りであるため、評価書において修正いたします。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
18	■ 10. ヒナコウモリ・ヤマコウモリの影響予測が不適切 P10-165 (575) ヤマコウモリ・ヒナコウモリの影響予測結果(ブレードタワーへの接近・接触)に「本種は対象事業実施区域内で確認されており、主に林縁のほか林冠よりも高空で飛翔すること（中略）ブレード等への接近・接触が生じる可能性が考えられる。ただし本種の衝突に係る既存知見は十分でないことから、予想には不確実性が伴う」とある。 「既往知見が十分でない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に『既往事例が何例以上なら十分である』といえるのか？既往事例が少なくとも保全措置の実施は『技術的には可能』であろう。	ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。従って、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、実行可能な範囲で、保全措置を実施することとしております。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
19	■ 11. ヒナコウモリ・ヤマコウモリの影響予測が不適切 2 P10-165 (575) ヤマコウモリ・ヒナコウモリの影響予測結果(ブレードタワーへの接近・接触)に「本種は対象事業実施区域内で確認されており、主に林縁のほか林冠よりも高空で飛翔すること（中略）ブレード等への接近・接触が生じる可能性が考えられる。ただし本種の衝突に係る既存知見は十分でないことから、予想には不確実性が伴う」とある。 しかし、「既往知見」によればバットストライクは大撒に発生している※1～10。	情報をご提供いただきありがとうございます。バットストライクの情報として参考にさせていただきます。

No.	意見	事業者の見解
19	(前頁からの続き) よって、本準備書に記載しているコウモリ類の影響予測は「適切とはいえない」。 ※1 45 個体 (4 種、1~32 個体)、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017) ※2 ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県 ※3 ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※4 コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※5 コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書 (公開版)」(平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※6 ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※7 ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※8 ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書 (第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※9 ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価書」(令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※10 ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県	

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
20	■ 12. コウモリ類の死骸探索調査（事後調査）について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている＊。よって、 ①コウモリ類の死骸探索は、1 基あたり連続 3 日以上調査を、毎月 2 回以上の頻度で行うこと。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ＊平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、頂いたご意見等を参考に、専門家の意見を聴取しながら、さらなる効果的な環境保全措置を講じます。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
21	■ 13. コウモリ類の死骸探索調査について 2 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に 1 回とし、あと 1 回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば（定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが）、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、頂いたご意見等を参考に、専門家の意見を聴取しながら、さらなる効果的な環境保全措置を講じます。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
22	■ 14. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能 1 級検（定哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、頂いたご意見等を参考に、専門家の意見を聴取しながら、さらなる効果的な環境保全措置を講じます。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
23	■ 15. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。またコウモリ類の死骸3は日程度で消失する。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、「徹底的に」実施すること。	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、頂いたご意見等を参考に、専門家の意見を聴取しながら、さらなる効果的な環境保全措置を講じます。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
24	■ 16. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。「コウモリの活動量」を調べるためナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Puhlication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、頂いたご意見等を参考に、専門家の意見を聴取しながら、さらなる効果的な環境保全措置を講じます。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
25	■ 17. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、頂いたご意見等を参考に、専門家の意見を聴取しながら、さらなる効果的な環境保全措置を講じます。

意見と事業者の見解（４）

秋田県にかほ市 D氏

No.	意見	事業者の見解
26	・住民説明会後に質問と意見をしました。アセスメント縦覧の資料は、個人の用途では複写を認めるべきだと考えます。事業者が「OK」といえば個人が携帯で画像をメモしたり、PC から印刷できることが必要があります。説明会では、新聞と同じく、個人の用途で、複写をみとめて下さることを約束していただきました。行政は、著作権を理由に、アセスメントの評価書、準備書は開示しません。アセスメントが認可されたら、地元、秋田県、由利本荘市、にかほ市の図書館に必ず寄贈することを約束下さい。「環境影響評価情報支援ネットワーク」でも一部の企業は、図書の公開の制度を許諾しています。国や県の審査が適切だったのか？個人のコピーと図書館寄贈（図書公開の許諾）をお願いします。公開しない企業は、地元の理解は得られないでしょう。	住民説明会の中では、地元住民の皆様からの強いご要望がございましたので、弊社としても可能な限り本事業をご理解いただくために、個人の用途における図書の写真撮影を許可させていただきました。 また、図書の寄贈に関しましては、本件に限らず、弊社案件の評価書は環境省図書館に寄贈しておりますが、地元の図書館への寄贈につきましては今後検討してまいります。

意見と事業者の見解（５）

秋田県横手市 E氏

東京都品川区 F氏

宮城県栗原市 G氏

<動物>

No.	意見	事業者の見解
27	貴社による西目風力発電事業および更新事業にかかる対象事業実施区域（以下、計画地という）は海岸沿いの丘陵地帯にあるが、計画地とその周辺はガン・ハクチョウ類をはじめとする多くの鳥類の渡り経路および希少猛禽類の生息地となっている。鳥類が風力発電施設（以下、風車という）を避けて飛ぶ障壁影響がすでに計画地で生じるなど、更新前の段階で貴社が設置した風車が鳥類の生息に大きな影響を与えている。また、近隣の風車ではハクチョウ類や希少猛禽類が風車に衝突死するバードストライクも生じている。そのため、既存風車の耐用年数が過ぎた時点で風車をすべて撤去し、事業を終了するのが望ましい。あえて事業を続けるのであれば、鳥類にこれ以上の影響を与えないよう、下記の意見にあるような影響の回避低減策を講じながら事業を進めなければならない。	ガン・ハクチョウ類及び希少猛禽類について、風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクが低減できるよう検討しております。また、当該地域の鳥類に精通する専門家の意見を踏まえ、評価書までに渡り鳥の冬季（2月中旬～下旬）追加調査を実施し、評価書段階においてより地域の渡り鳥の実態を踏まえた予測を行う予定です。希少猛禽類については、本対象事業実施区域内でクマタカの飛翔はほとんど確認されず、年間衝突回数は 0.0000 個体/年であること、営巣地からの離隔が確保されていることから、影響は小さいと考えております。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。

No.	意見	事業者の見解
27	(前頁からの続き) 1. 風車の設置位置について 貴社は準備書において、方法書段階で最大 10 基あった風車の設置基数を 8 基に減ずることで生態系への影響を低減できるとしているが、この計画により新たに環境が改変される部分が、 ①ガン・ハクチョウ類などの渡り鳥が高頻度で利用する移動経路となっていること ②希少猛禽類の重要な生息地となっていること ③既存風車の設置範囲を大きく外れている配置計画となっていること から、一部の風車の設置予定位置は、鳥類保護の観点からみて不適切である。 準備書の表 8-2-1 専門家へのヒアリング結果(4)(令和 2 年 9 月 9 日実施)(8-21 p359)においても、「新設 8 号機周辺は、ガン類やハクチョウ類、猛禽の飛行ルートとして、使用頻度が高いと考えられる。また、池沼が近くに位置し、鳥類の生息場となっているため、大形風力発電機設置には、懸念が残る。そのため、にかほ市で作成している風力発電に係るゾーニングマップ(素案)を確認し、保全エリアに含まれていないか、もしくは保全エリアに近接していないかを確認しておくこと。」と指摘されている。この指摘に従い、渡りの鳥が高頻度で利用する経路に重なるまたは希少猛禽類の生息を阻害する可能性がある風車については、建設を取りやめるべきである。これについて、以下に詳細を述べる。	

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
28	(1) 渡り鳥が高頻度で利用する移動経路と計画地が重なっている 西目風力発電所の南西にある西目町出戸孫七山周辺と西目町沼田地区の間に、ガン・ハクチョウ類が頻繁に利用する移動経路がある。野鳥の会が 2016 年秋に行ったレーザー調査において、ガン・ハクチョウ類が既存風車を避けて飛んでいることが確認されている(図 1)。また、そのガン・ハクチョウ類が T6・T7・T8 の風車付近を集中的に通過することを、2019 年秋に新潟大学がレーザー距離計(SAFRAN VECTRONIX 社製 Vector21AERO)を使用して行った渡り鳥の飛翔状況調査で確認している(図 2)。さらに、このルートは渡りの時期だけでなく、越冬期も採餌場所とねぐらの間の移動のためによく利用しており、降雪などの悪天候時でも飛翔していることが当支部会員によって確認されている。	ガン・ハクチョウ類及び希少猛禽類について、風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクが低減できるよう検討しております。また、当該地域の鳥類に精通する専門家の意見を踏まえ、評価書までに渡り鳥の冬季(2月中旬～下旬)追加調査を実施し、評価書段階においてより地域の渡り鳥の実態を踏まえた予測を行う予定です。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。

No.	意見	事業者の見解
28	(前頁からの続き) これらから、ガン・ハクチョウ類などの渡り鳥が T6・T7・T8 の風車および計画地の南端部を移動経路として集中的に利用すること、また、降雪や霧、強風など気象条件が悪い時にバードストライクが生じる可能性が高いことが分かった。しかし、このような状況を生み出したのは、貴社が既存の風車を建設したことで鳥類に障壁影響が生じたことにより、北端から 10 基程度の風車を避けて飛ぶようになったためであると考ええる。そのため、移動経路に対し壁となって配置される T6・T7・T8 の風車は建設すべきではない。さらに、計画地の南には 2019 年に新設されたにかほ高原ウインドファームが稼働し、北西には現在建設中の西目西ノ浜風力発電事業（西目浜館風力発電から改名）がある。そのことを当該事業も含めて考えると、この地域に存在する渡り鳥の経路の幅は非常に狭まり、さらにバードストライクの発生確率を高めるか、障壁影響として鳥類の風車の迂回距離が増大することが懸念されるため、T6・T7・T8 の風車は建設すべきではない。	

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
29	(2) 計画地周辺に希少猛禽類の営巣木が存在する 準備書では、計画地周辺に希少猛禽類のオオタカおよびクマタカが営巣していることを確認しており、特にクマタカについては計画地の南西部にある斜面で採餌行動を確認したとある(10-282 p692、10-284 p694)。これに対して貴社は、「(平成 30 年)にクマタカの営巣が確認された谷から極力離隔を確保することとした」(10-379 p789))、「方法書段階では最大 10 基の計画であったが、南部の樹林地を避けて 8 基とすることで、生態系への影響を最小限にする」(10-292 p702)等の対策を取ったとしている。しかし、貴社が調査を行った 2018 年は、前述した計画地の南西側にあるにかほ高原ウインドファームの 3 基の風車が建設中であったことから、計画地南側におけるクマタカの行動圏はすでに狭まっていた可能性がある。さらに、新仁賀保高原風力発電事業の 29 基の風車が建設予定であり、近い将来、この地域のクマタカの行動域はさらに狭まる恐れがある。計画地周辺のクマタカの行動域をこれ以上狭めないためにも、既存風車の設置範囲を大きく外れた T8 の風車は建設するべきではない。	本事業における希少猛禽類調査を実施した 2018 年には、対象事業実施区域南側において、他事業の工事が実施されていたと認識しております。南側他事業工事期間中においても、本対象事業実施区域内でクマタカの飛翔はほとんど確認されず、年間衝突回数は 0.0000 個体/年であること、営巣地からの離隔が確保されていることから、影響は小さいと考えております。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。

No.	意見	事業者の見解
29	(前頁からの続き) 風車の稼働によるクマタカの営巣地放棄については、野鳥の会徳島県支部の報告(「大川原ウインドファームにより営巣地を放棄したクマタカ」野鳥徳島 No.490 2019 年 7 月)がある。これによると営巣木から 1km 以内に建設された陸上風車の建設後、2 ペアのクマタカが営巣放棄したとある。貴社の調査で確認したクマタカの営巣木の正確な位置は非公開のため、風車からの隔離距離は不明だが、もしクマタカの営巣地から 1km 以内に風車を設置する予定であるならば、取り止めるべきである。なお、これは、1km 以上離れていれば風車の建設の影響により営巣放棄をしないことを担保するものではない。営巣地と 1km 以上離れる場合でも、近隣に高頻度利用地や営巣適地がある場合は設置を避けるべきである。また、T7 及び T8 の風車の間には営巣環境好適性 4 の場所が既存の風車から 200～300m ほどの距離に存在しているため、この位置に風車を設置すべきではない(図 10.1.7・9、10・288 p698)。	

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
30	2. 事後調査について 既存風車がガン・ハクチョウ類に対して、すでに障壁影響を及ぼしていることが分かっているが(図 1)、さらに、既存の事業は風力発電が環境影響評価法の対象事業となる以前の事業であり、事業着手前のガン・ハクチョウ類の状況を十分に把握していないと考えられる。このことから、既存の風車を取り壊した後に、風車が 1 基もない状態でガン・ハクチョウ類および希少猛禽類の飛翔状況を調査し、既存風車の存在によりどのような影響があったかを明らかにし、その影響が大きい場合は風車の更新計画を見直すべきである。また新設風車の設置後も 1 年間は飛翔状況の調査を行い、新設風車が鳥類の飛翔経路にどのような変化を及ぼしたかを明らかにすべきである。 「動物」についてはバードストライク・バットストライクに関する調査(死骸調査)を稼働後 1 年間、月 1 回以上を実施するとあるが、鳥類の死骸の残存率等を考えると、それでは不十分である。特にこの地域では、渡りの時期に回数を増やして死骸調査を実施すべきである。 「生態系」については事後調査を行わないとしているが、生態系の上位性注目種として選定されたクマタカについては引き続き調査を行い、繁殖への影響や行動域の変化がないかどうか調査すべきである。 このような事後調査を行った上で、大きな影響が認められた場合には、風車の停止・撤去等を含めた適切な軽減措置を取るべきである。	ガン・ハクチョウ類及び希少猛禽類について、風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクが低減できるよう検討しております。また、当該地域の鳥類に精通する専門家の意見を踏まえ、評価書までに冬季(2 月中旬～下旬)追加調査を実施し、評価書段階においてより地域の渡り鳥の実態を踏まえた予測を行う予定です。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。 クマタカについては、対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、年間衝突回数は 0.0000 個体/年であること、営巣地からの離隔が確保されていることから、影響は小さいと考えております。なお、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証するとともに、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた環境保全措置を講じる予定です。

<その他>

No.	意見	事業者の見解
31	なお、この意見は概要にまとめる際に原文のまま採用することを希望する。 以上 (図1)2016年10月25日～28日 野鳥の会によるレーダーを用いたハクチョウ類の飛翔調査 ハクチョウが尾根上の風車を避けて飛ぶ様子がわかる。風車は西目風力発電所。 Case Examples of Barrier Effects of Wind Farms on Birds in Japan Tatsuya Ura (Wild Bird Society of Japan) et al., CWW2017 発表資料より (図2)2019年10月17日～23日新潟大学によるレーザー距離計を用いた調査 「秋田県南部における秋季のハクチョウ類渡り状況 関島他 2019年(未発表)」より	頂戴したご意見は、そのまま掲載しております。

意見と事業者の見解(6)

秋田県由利本荘市 H氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
32	以下に本事業計画を撤回すべきとの観点で意見と疑問を述べる。 1) 環境アセスメントとは「事業が環境にどのような影響を及ぼすか」「回避・低減されているか」「目安(指針値)を満たしているか」であるとある。 御社の既存風車は環境影響評価法に基づく建設ではなかったが、上記と同じ趣旨で建設されたものと認識する。この間はその検証期間でもあったが、ではその結果はどうであったかと言えば、環境への悪化を招き、風車発電事業とは環境を破壊するものであることを証明したと考える。 また、鳥海山は「神の山」であり、その周辺はここに住むものにとっては神聖な区域である。御社の風車群の存在は長きに渡りこれら神聖な場を「冒涇するもの」としてあり続けたが、更に引き続いて風車を建設しようとすることはこの地に住む者たちを愚弄するものである。決して理解を得られることはない。御社の認識はどれほどのものなのか。御社のユーラスの神とはどのようなものなのか。御社の倫理の問題と考える。	既設風車建設時は風力発電所が環境影響評価法の対象になっていなかったため、自主的なアセスを実施し、重大な環境影響がないことを確認した上で、事業を実施させていただきました。鳥海山が地元の方々にとって非常に重要な存在であることは承知しており、景観の予測地点を選定する上では、鳥海山を眺望できるような地点を選定しました。予測の結果、最も鳥海山を眺望できる浜館公園においては、視認される風車の基数は現況よりも減少し、垂直見込み角も圧迫感を与えるほどではないことから、影響は小さいと考えております。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
33	2)風車建設の目的として「エネルギー自給率の向上」「化石燃料依存の低減」を挙げるが、これらには寄与しない。 再生可能エネルギーとしての風車の割合2017年度で約0.7%であり、2030年度でも約1.7%である。風車はバックアップ電源として火力発電を必要とするので、「化石燃料低減」とはならない。	現在の日本においては、諸外国と比べても火力発電への依存度が非常に高いのが実態です。風力発電の導入拡大によって火力発電で使用する化石燃料を削減することができ、その結果、CO₂排出量の削減につながるものと認識しております。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
34	3)以下8)までは撤去に関するものである。 本事業とは風力発電事業更新計画を指すが、本事業には既存風車の撤去も係わる事業である。新設計画（本事業は更新という名の新設事業であると捉える）と撤去は別撤去とは地下埋設物を全て取り除くことが第一ではあるが破壊した環境が元に戻すことは不可能ではあるが、復元に努めることは責務であると考え。撤去は新設と同等の配慮をし撤去のための独立性を持った別個のアセスメントは必要であると考え。御社は準備書に撤去のためのアセスメントを記載したが、埋め戻しさえも搬出のトラックの台数が少ないこと、搬出先が不明なこと、撤去作業にも伴う粉じん、騒音、振動などの項目がないなど、作業工程も具体性に欠けるなど確信が持てない。	既設風車については、風力発電機、基礎、基礎杭、送電線、変電設備を撤去いたします。基礎部分については、コンクリート躯体部及び基礎杭を現地から撤去し、埋戻しを行います。既設の風力発電機を撤去後、新たに使用する予定のない場所については、地権者などとも協議のうえ、整地などの適切な処置を施し、復元に努めて返地することを検討しております。 本事業は、既設風力発電機の撤去と新設風力発電機の設置を一体的に実施する更新計画であるため、撤去工事と新設工事との複合影響が考えられる環境要素については、予測評価を実施し準備書に掲載いたしました。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
35	4)復元に関しては緑化に際しては、生態系などに最善の配慮が必要と考えるが、記載がない。近くに建設された御社の風車の植生は完成後も安易に芝生が植えられており生態系を乱すものとなっている。	緑化は在来の植物の種子を用いた吹付や植生基材を用いた緑化を行う計画です。既設風車の植生については、土砂の流出を防止するための早期緑化を目的として芝生を張ったものです。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
36	5)「既設の発電機を撤去後、新たに使用する予定のない場所については地権者などとも協議の上、整地などの適切な処置を施して返却することを検討する」とある。 既存風車の区域が新設風車建設とダブルものが5基あるが、その他のダブらない場所を述べたものと理解した。なぜ地権者（由利本荘市とのこと）と協議する必要があるのか。にかほ市がJパワーと協議し、にかほ高原に「展望台」を建設したように、完璧な撤去をしなくてもいいように、跡地を利用した新たな施設の建設計画があるのではないか。にかほ市の展望台は鳥海山側からは景観に影響を与えていることから、新たな人工物の出現は法に抵触する行為であり、地域貢献の一つとするのであれば言語道断なことである。	既設の風力発電機については、基本的に基礎杭含め全て撤去する方針です。他方、新たに使用する予定のない場所においては、例えば緑化の方法やのり面の形成方法等について、地権者とも確認しながら進めるべきと考えております。 なお、現時点において「跡地を利用した新たな施設の建設計画」等はございません。

< 環境全般 >

No.	意見	事業者の見解
37	6) 国は撤去は復元であるとの観点で、新設同様の工程と期間をかけた、「環境復元アセスメント」とも言うべきものを本事業の事業者に義務付けるべきである。	本事業は、既設風力発電機の撤去と新設風力発電機の設置を一体的に実施する更新計画であるため、撤去工事と新設工事との複合影響が考えられる環境要素については、予測評価を実施し準備書に掲載いたしました。

< 環境全般 >

No.	意見	事業者の見解
38	7) 本準備書では御社の所有である由利高原ウインドファームと同程度であるとして「工事用資材等の搬出入」「建設機械の稼働」に関する項目が「騒音」以外全て除外されている。同程度であり、同じではないのだから、対象にすべきではないか。また、撤去工事の影響がプラスされるのだから、除外してはアセスの体をなさない。	本事業の撤去工事と新設工事との複合影響が考えられる建設機械の稼働による騒音については、予測評価を実施し準備書に掲載いたしました。また、非選定とした工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働に係る大気質、騒音、振動については撤去工事に係る工事車両台数を踏まえても、類似事例と同程度であることを確認いたしました。

< 事業計画 >

No.	意見	事業者の見解
39	8) 「流れ山群が直接改変に及ぶ区域と重なる」ので「景観資源に影響がある」との認識がありながら「他の人工物が存在する」として、止めようとはしない。環境保全を旨とするアセスの意味がないのではないか。御社の姿勢なのか。	流れ山群は、にかほ市街一帯にも分布しております。また、本事業は、対象事業実施区域を方法書段階では約 441ha としておりましたが準備書段階では約 229ha へと縮小する計画とし、景観資源である流れ山群の直接改変面積も縮小いたしました。

< 事業計画 >

No.	意見	事業者の見解
40	9) 方法書の全高 170m、10 基が準備書では 159m、8 基になったので影響が軽減されたとの評価は止めるべきである。	事業計画の検討において予測評価結果を踏まえて、風力発電機の設置基数及び全高を見直しました。また、対象事業実施区域についても見直しを行いました。

< 事業計画 >

No.	意見	事業者の見解
41	10) 4200kW×8 基 33,600K を出力抑制をして 30,000KW にする方法はまやかしいではないか。	連系容量の上限が 30,000kW となるため、風力発電機全基が定格出力に達する風速帯となる場合については抑制等を実施いたします。抑制にあたっては、一般的に普及している信頼性の高い風力発電所の制御システムを利用する予定であり、特段の支障なく実施できるものと考えております。

< 事業計画 >

No.	意見	事業者の見解
42	11) 更新の 7,8 号機が既設風車よりも福祉施設のコロニーの近くに建設される。しかも既存風車の倍の出力である。「コロニーの職員より施設利用者からの苦情を伺ったことはない」とのことであるが、施設利用者の状況から推察すると、その聞き取りはどのように実施され、十分であったのかが不明である。	コロニー付近の予測地点 (02 孫七山) における施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、現況値に比べて 0~3dB の増加にとどまり、いずれの季節・時間帯においても環境省の指針値を満たすことから、影響は小さいと考えております。また、その予測結果の妥当性を確認する意味においても、風車の運転開始後も当該施設に対しては随時ヒアリングを行い、騒音影響についてモニタリングを行っていきます。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
43	12)既存風車の低周波音によると思われる被害者の報告がある。御社は自治会長より住民の訴えはないとの報告を受けているが、具体性に欠ける。風車も大型となり、2km以内に1444戸の住宅への影響が懸念される。風車の影の影響を予測している。第三者による疫学調査を行い事業者として「予防原則」に努めるべきではないか。	既設事業に関して、弊社でも近隣地区にはヒアリングしておりますが、低周波による健康被害は確認しておりません。 また、低周波音については、現況調査を踏まえて新設の風力発電機による影響の予測及び評価を行い、ISO-7196に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である100デシベルを十分に下回ることを確認しております。 引き続き、地域住民の方々には丁寧な事業説明を行うと共に、建設後も状況ヒアリング等を行ってまいります。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
44	13)風車の最寄りの住民には「地域貢献」として公民館の屋根修理や集会所前の整備などを提示しているが、全体的には何も示されていない。これが風車事業の実態であり、地域の活性化には到底つながらないことを示すものであると言える。	環境影響評価準備書に係る説明会では、準備書の内容を中心にご説明いたしました。既設事業では地域貢献として毎年由利本荘市へ寄付金を納付しております。これもふまえて、由利本荘市では弊社からの寄付金を活用頂くために「ユーラスエナジー地域貢献基金条例」を制定いただき、学校の図書や備品、除雪車の購入等地域の発展にご活用いただいております。

<景観>

No.	意見	事業者の見解
45	14)風車群は観光資源を破壊するものであることも実感している。 以上	本事業は、既設の風力発電機と比べて大型化する一方で、基数については既設15基に対し方法書段階では最大10基程度、準備書段階では最大8基に減少させるとともに、風力発電機高さを方法書段階の最大170mから準備書段階では159mに縮小する計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。

＜環境全般＞

No.	意見	事業者の見解
46	前回の意見書で立地計画地域に対して尊敬と感謝と思いが足りないと書いた。 そのせいかどうか、この度の住民説明会の資料の地域貢献として縷々表現されていて驚いた。それでこの計画を受け入れることでも、納得できるものでもない。 鳥海山を背景にした景観の破壊、この度、経産省がアセス条件から外した低周波による健康被害の不安、風車の大型化により、それらの悪影響はますます大きくなる。 前回の住民説明会で、地中の物はそのまま残す、と聞きました。耳を疑いました。 コンクリートだけではなく、地中の鉄骨、電気配線、部材まで永遠に置き去りにされればやがて里山の環境汚染になる。 環境汚染となると、未来の人々に多大な負担を負わせることになり、誰も責任を取らない。 地中にある人工物は、すべて撤去し元の姿に戻さなければならない。 元の姿に戻すことは、地元貢献を標榜する誇りある企業の義務であり責務である。 その上での更新計画であるべきだ。 寿命がきた不要な人工物を地中に残すような企業は、地元市民からも社会的信頼も信用も尊敬も得られない。 それぞれの既設稼働風車の安全衛生対策について、市議会で提案され生活環境課から何度も設置を勧告したはずであるが、 いまだに出入り口に簡単にチェーンを張ったのみで勧告されたはずの安全対策を行っていない。 このような安全衛生管理の重要性の認識の欠如した企業に更新事業を行う資格はない。 以上	環境影響評価準備書説明会の資料については地域貢献については掲載しておりませんが、地域貢献を実施する計画を地域の方々とともに検討中です。引き続き、関係自治体、地元地区等の意見を踏まえて事業計画を検討していくと共に、丁寧に事業計画説明を行うことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。 眺望景観については、フォトモンタージュを作成し、準備書においてお示しいたしました。本事業は、既設の風力発電機と比べて大型化する一方で、基数について既設 15 基に対し方法書段階では最大 10 基程度、準備書段階では最大 8 基に減少させるとともに、風力発電機高さを方法書段階の最大 170m から準備書段階では 159m に縮小する計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。 撤去に関しては、方法書段階で残地の可能性がある」と説明したのは基礎杭部分のことで、基礎杭を撤去しても地盤に影響を与えないことを見極める方針であったためです。方法書以降、弊社にて先行して風車撤去した他案件事例も参考に検討した結果、現時点では基礎杭部分も含めて全て撤去可能と考えておりますので、それもふまえて撤去工事の内容について準備書に記載いたしました。 安全管理については法令等に則って標識やチェーンの設置、施錠を実施しています。

意見と事業者の見解（８）

秋田県由利本荘市 J氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
47	平成 17 年度のアクアパルにおける説明会では「風車の跡は必ず元どおりに戻す。そのための積立もしている。」と約束していただき、ほっとしました。地層に与える影響、また自然破壊に及ぼす影響の深刻さが、次々に報告されていたからです。 しかるに平成 18 年度のシーガルにおける説明会では「必ずしも戻すわけではない。」と、かなり歯切れの悪い解答で、しかも「どういう理由により戻さないのか。」についての説明はなされず、場内は不信と怒りの声に満ちたと記憶しています。このままでゆけば西目は将来、粗大ゴミ置場と化すことでしょう。そして福島ふるさとを追われた人達が都会の人々に言われたように「金をもらったんだろ。」「バカだね。」と言われることでしょう。この計画はどうか中止してくださいように。そもそも風力は一番不安定と言われています。危険です。	方法書段階で残地の可能性があるとして説明したのは基礎杭部分のことで、基礎杭を撤去しても地盤に影響を与えないことを見極める方針であったためです。方法書以降、弊社にて先行して風車撤去した他案件事例も参考に検討した結果、現時点では基礎杭部分も含め全て撤去可能と考えておりますので、それもふまえて撤去工事の内容について準備書に記載いたしました。

意見と事業者の見解（９）

秋田県由利本荘市 K氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
48	本事業の更新計画は、方法書の段階からはかなり改善されていると思いますが、まだ更新の条件を満たしていないと私には思われるので、計画を中止するか、規模縮小をして頂きたいと思います。	本事業は、既設の風力発電機と比べて大型化する一方で、基数については既設 15 基に対し方法書段階では最大 10 基程度、準備書段階では最大 8 基に減少させるとともに、風力発電機高さを方法書段階の最大 170m から準備書段階では 159m に縮小する計画です。 引き続き、関係自治体、地元地区等の意見を踏まえて事業計画を検討していくと共に、丁寧な事業計画説明を行うことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
49	①方法書段階で既に指摘しましたが、西目風力発電事業はすでに 10 数年の稼働実績があり、この運用期間にわたって稼働中の環境影響評価を行っているはずですが、このような稼働後の調査の詳細な結果は今回も十分示されておらず、きちんとした事後調査はしていなかったように思えます。環境に影響を与える大規模開発は、稼働に伴う具体的な影響評価を行い、結果を示す責務があります。これをきちんとしていない貴社は、環境事業者としての見識がなく、更新工事を行う資格がないと思わざるを得ません。	既設風車建設時は風力発電所が環境影響評価法の対象になっていなかったため、自主的なアセスを実施し、重大な環境影響がないことを確認した上で、事業を実施させていただきました。 一方で本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状況も含め、現地調査において確認いたしました。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
50	②由利本荘・にかほ地域は生態系の頂点に位置するイヌワシ、クマタカをはじめとする猛禽類の宝庫です。このことは、それを支える生物が豊富に存在して下支えしていることを意味します。この観点から計画を見ると、今回既設の場所から離れた位置に新たに建てる計画（コロニーに近いところ）の1基の建設は、現在広く自然回帰が進んでいる広葉樹林帯の消滅を伴うため、これら猛禽類の生息に対する影響が大きいと懸念されます。準備書によれば、事業計画地域は繁殖地から離れているので問題ないと結論付けていますが、クマタカ等の希少猛禽類は、採餌のとき以外は林の中に潜んでいる性質があり、しかも行動範囲が広いので、一日中多地点で張り付いていないとなかなか観察されにくい鳥です。それをこの程度の調査期間と回数で、影響がないと結論付ける評価はあまりにも乱暴であり、始めから結論ありきで、形式だけの調査をしたと言われても仕方ありません。少なくともこ1の基の計画は見直し（取りやめるか場所を既設風車の近くに移す）をすることを強く求めます。	クマタカについては、対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に飛翔が確認された南側範囲を対象事業実施区域から除外し、衝突リスクの低減に努めました。なお、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証するとともに、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた環境保全措置を講じる予定です。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
51	③本計画地近辺は、既に数多くの陸上風車やこれから建設予定の洋上風車が立ち並び、その合間にも小規模風力が次々と建つ計画になっています。ここの尾根は、ガンやハクチョウ、猛禽類、小鳥類が季節を問わず数多く利用する移動経路に位置しており、これ以上の建設は、鳥類の自由な行動を阻害し、生息の根本に悪影響を及ぼす恐れがあります。再エネ事業者として、「地球環境を守る」ことが企業理念にもなっている貴社の存在意義にも関わる事項ですので、営利のことばかり考えるのではなく、もう少し丁寧に事業計画と環境影響評価を行って頂くことを切に望みます。貴社には、できれば更新工事を取りやめ、自然復帰事業をしてもらいたいと思っています。	ガン・ハクチョウ類及び希少猛禽類について、風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクが低減できるよう検討しております。また、当該地域の鳥類に精通する専門家の意見を踏まえ、評価書までに渡り鳥の冬季（2月中旬～下旬）追加調査を実施し、評価書段階においてより地域の渡り鳥の実態を踏まえた予測を行う予定です。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。

意見と事業者の見解（10）

秋田県由利本荘市 L氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
52	更新計画の概要にある事業計画地の位置、風車レイアウトを見たが更新とは思われない。既設風車 15 基は基礎部分をそのままに上部のみの撤収で、新設風車は同じ敷地内の隣接箇所に新たな基礎工事をし、しかも 8 号機は既存風車の隣接ではなく更に建設用地を拡大している。これで更新になるのでしょうか。 8 号機の 1 キロ足らずの所には、社会福祉法人心身障害者施設コロニーがある。鳥海山を望む美しい大自然の中で療養、又は共同生活をしていける安心な環境として約 50 年前に建設された施設である。大型の新設風車は施設に 1 キロにも満たない近さであり低周波音、騒音は指針値より低いとは言え危惧されるところである。 風車設置による効果には 22,000 世帯分の電力供給量に相当、杉の木 375 本分の CO₂ の削減効果を記していたが、地元住民にとっては増える再エネ賦課金、工事による森林伐採、どんどん減少する里山、景観の邪魔をする乱立状態の風車群でしかない。	既設風車については、風力発電機、基礎、基礎杭、送電線、変電設備を撤去いたします。基礎部分については、コンクリート躯体部及び基礎杭を現地から撤去し、埋戻しを行います。 コロニー付近の予測地点（02 孫七山）における施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、現況値に比べて 0～3dB の増加にとどまり、いずれの季節・時間帯においても環境省の指針値を満たすことから、影響は小さいと考えております。また、その予測結果の妥当性を確認する意味においても、風車の運転開始後も当該施設に対しては随時ヒアリングを行い、騒音影響についてモニタリングを行っていきます。 本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数については既設 15 基に対し方法書段階では最大 10 基程度、準備書段階では最大 8 基に減少させるとともに、風力発電機高さを方法書段階の最大 170m から準備書段階では 159m に縮小する計画です。 引き続き、関係自治体、地元地区等の意見を踏まえて事業計画を検討していくと共に、丁寧な事業計画説明を行うことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。

意見と事業者の見解（11）

秋田県由利本荘市 M氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
53	1、もうこれ以上の風車はいらない。 美しい自然を孫の代まで残したい。秋田の美しい自然は人間の心を癒し、安らぎを与えるものと信じています。 秋田県の電気は十分間に合っています。	現在の日本においては、諸外国と比べても火力発電への依存度が非常に高いのが実態ですので、風力発電の導入拡大によって火力発電で使用する化石燃料を削減することができ、その結果、CO₂ 排出量の削減につながるものと認識しております。 引き続き、関係自治体、地元地区等の意見を踏まえて事業計画を検討していくと共に、丁寧な事業計画説明を行うことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。

<低周波音>

No.	意見	事業者の見解
54	2、既存の風力発電により、由利本荘市にかほ市では 20 名の皆さんが超低周波音などによる健康被害を訴えています。更新事業はこれまでのものより巨大なものとなり、より多くの健康被害が想定されます。 既存の風車による健康調査などを実施し、市民に公開するよう求めます。	弊社は、西目ウインドファームも含め、由利本荘市内において 3 つの風力発電所を運営中ですが、これまで超低周波音による健康被害が確認された事例はございません。 なお、超低周波音については、現況調査を踏まえて新設の風力発電機による影響の予測及び評価を行い、ISO-7192 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100 デシベルを十分に下回ることを確認しております。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
55	3、地中にある人工物は全て撤去し、元の姿に戻すようにすること。 以上	地中にある基礎部分については、コンクリート躯体部及び基礎杭含め全て撤去する計画であり、撤去工事の内容について準備書に記載いたしました。

意見と事業者の見解（12）

秋田県由利本荘市 N 氏

<騒音>

No.	意見	事業者の見解
56	孫七山地域は、コロニーの福祉施設や、学校病院などがあり、環境省でいうところの AA 地域に指定されるべき所だと思います。（特に静穏を要する地域）指針値では 35dB であるべきです。（夜間の）現況調査（風車を稼働させて測定）でも、その値を大幅に超している日が 12 日のうち 5 日もあります。更新計画では、既存の風車よりさらに近くに 2 本も建てるようですが、とんでもない話です。計画を見直すべきです。 また、現況でも大幅に超している訳ですから今稼働中の運転も見直すべきです。夜間の運転を止めて下さい。	コロニーが位置する孫七山の夜間における四季の現況調査結果及び予測結果は、準備書 p. 443 にお示ししました通りです。現況調査結果は 34.8～49.0 dB、予測結果は 36.4～49.2 dB であり、指針値を下回っていることを確認しております。また、コロニーの職員に聞き取りを行い、施設利用者に健康被害は生じていないことも併せて確認しております。風車の運転開始後も当該施設に対しては随時ヒアリングを行い、騒音影響についてモニタリングを行っていきます。

意見と事業者の見解（13）

秋田県由利本荘市 N氏

<騒音>

No.	意見	事業者の見解
57	孫七山や田高地区は、山間の静かな地域だと思います。残留騒音は、季節や日によってちがいはないと思います。なぜ、30dB～50dBと20dBもちがいがいるのでしょうか？騒音の測定方法がまちがっているからです。 再度正しい方法で残留騒音を測定しなおし準備書を提出すべきです。 そのさいは、御社の発電機や他業者の発電機も止めさせて、行わないと、本来の値は出ません。 また、孫七山や田高地区において、夜間の騒音が50dB近い日が数日あります。とんでもない数値だと思います。更新計画以前に現在の稼働を見直すべきです。夜間運転を止めるなど対策して下さい。	残留騒音は、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づき算出しました。同マニュアルにより、測定中の道路交通騒音等の一過性の騒音については除外音処理しておりますが、農作業に係る作業音、風による葉擦れ音等の恒常的な騒音を含んだ結果となっています。そのため、調査季節や調査日毎の農作業の作業状況や風速の違いにより、測定結果に違いが生じることとなります。また、同マニュアルでは、既設の風力発電施設からの騒音は除外することとされており、準備書でお示しした残留騒音は、既設の風力発電施設からの寄与分を除いた数値となっています。

意見と事業者の見解（14）

秋田県由利本荘市 O氏

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
58	西目風力発電事業の更新計画について、由利本荘市に在住する一人として反対であると強く言いたい。 「二酸化炭素削減のため、環境保全のため」のお題目を並べても、風車を建設するには、多くの環境破壊を行っていると思えないのだ。なぜなら、機材の運搬や建設場所の整地でどれほどの樹木が伐採され、どれほどのコンクリートを流し込むのでしょうか。 更新計画の今までの風車跡地や基礎コンクリート処理はどうするのか危惧するところで、元通りにすることを願うばかりです。 西目地区は県内で最も早い風車建設地だったと記憶しています。 一度開いた城門のせいで今では西目地区全てが風車郡に囲まれてしまいました。この情景が二酸化炭素削減や環境保全につながったとは到底思われません。可能なら風車建設前後の二酸化炭素の増減数値や環境保全になったのか確認したいものだ。 「古里は遠くにありて思うもの」は私だけだろうか。	既設風車については、地中部分のコンクリート基礎及び基礎杭含め全て撤去する計画です。 二酸化炭素削減に関しては、現在の日本においては、諸外国と比べても火力発電への依存度が非常に高いのが実態ですので、風力発電の導入拡大によって火力発電で使用される化石燃料を削減することができ、その結果、CO₂排出量の削減につながるものと考えております。なお、本事業の稼働による火力発電の代替に伴う二酸化炭素の削減量は約33,000t-CO₂/年と試算しております。

意見と事業者の見解（15）

秋田県由利本荘市 P氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
59	風車は狭い日本の国土にあいません。更新しないで下さい。 西目地区の住民は「どっちの方向を向いても風車が目に入っていていやだ」と言います。いくらCO₂削減といわれても風景がこわされて幸せな生活といえるのでしょうか。苦痛でしかありません。 ましてや 2000kW→4300kW と大きくなります。（数は少なくなっても） どの事業者も住民説明会で「健康被害が万が一起きて因果関係があれば…」 「被害が公的に認定されれば…」 → 「事業は中止、撤回する。」と言います。 その上で「それが当社の風車の音なのかはっきりすれば…」と続きます。しかし西目地区には他の会社の風車も建っており、どうやって自分の会社の風車だと区別するのでしょうか？他の会社の風車を全部停止して調査するのでしょうか？ 健康被害を訴ったえても「環境省の指針以内だ」とガマンを強いられている現状があります。 ましてや日本の環境基準は 50 年くらい前に定められたものだそうです。 貴会社の数値は WHO の観告値の風車騒音は 45dB（暫定値）をこえる数値もでています。 高速道路の騒音に悩まされてきた住民の公害訴訟がありますが、風車も四六時中、睡眠中にも聞こえます。 日本の風土には地熱発電や中小水力発電が適しているのではないのでしょうか。 自然を返してください。	国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成 30 年 7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献してまいりたいと考えております。 引き続き、関係自治体、地元地区等のご意見を踏まえて事業計画を検討していくと共に、丁寧な事業計画説明を行うことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。 なお、風車騒音につきましては、平成 29 年 5 月に環境省が発行した「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づいて予測評価しております。

意見と事業者の見解（16）

秋田県由利本荘市 Q氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
60	風力の風車の多いこと。西目地区には国道側山側と車で走っていると頭の上に見えて、たおれてきたらと恐怖を感じます。 電気はまにあっているのか、これ以上風車はいりません。地区の人達も電波障害を訴えているのを知ってますか。市民も訴える場もなくなき寝いりしている方が多くいます。業者は設置してしまえば、かんけいない状況で責任がない。自然の景観をこわさないで下さい。	国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われています。諸外国と比べても火力発電への依存度が非常に高いのが実態ですので、風力発電の導入拡大によって火力発電で使用する化石燃料を削減することができ、その結果、CO₂排出量の削減につながるものと考えております。 なお弊社は、西目ウインドファームも含め、由利本荘市内において3つの風力発電所を運営中ですが、これまでに電波障害が確認された事例はございません。 景観につきましては、風力発電機を大型化する一方で、基数については既設15基に対し最大8基に減少させる計画としております。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。

意見と事業者の見解（17）

秋田県由利本荘市 R氏

<景観>

No.	意見	事業者の見解
61	①由利本荘市内にはすでに多くの風車が建設され、景観が悪化している。さらに今後洋上風力発電事業も国策として推進されそうである。にかほ市で現在稼働している風力発電もこの数年間に激増し、景観を破壊している。当事業が開始されたころとは全く状況が異なっていて、更新されれば景観破壊は計り知れない。「鳥海山・飛島ジオパーク」の「ビューサイト」である浜館公園からの景観も台無しである。調査時に訪れた人がいないというが、風車ができたから行かなくなったので、それ以前は憩いの場として存在感あふれていた場所である。調査結果はおかしい。風車が立つ前との比較をするべきである。	浜館公園からの鳥海山の眺望景観については、フォトモンタージュを作成し、準備書にお示しいたしました。本事業は、既設の風力発電機と比べて大型化する一方で、基数については既設15基に対し方法書段階では最大10基程度、準備書段階では最大8基に減少させるとともに、風力発電機高さを方法書段階の最大170mから準備書段階では159mに縮小する計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。

<動物>

No.	意見	事業者の見解
62	②建設場所は仁賀保高原。由利原高原から続く丘陵である。特に生態系調査の場合ひとつの事業所による偏狭なアセスでは実態が不明である。少なくとも鳥海山全域を対象に、現在稼働している他社の風車による影響との相乗効果も加味したアセスでなければおかしい。	生態系の上位性注目種として行動圏が大きいクマタカを選定することで、比較的広範囲の影響を予測評価しました。また、対象事業実施区域は、鳥海山から約20km離れており、影響は小さいと考えております。なお、累積的影響については、対象事業実施区域内における飛翔が少なく、影響が小さいと考えられたことから、実施しておりません。

<低周波音>

No.	意見	事業者の見解
63	③稼働中の風電による騒音、特に低周波音による住民への健康被害調査があまりに不十分である。もっと広範囲に、長期間実施すべきである。すでに健康被害を訴えている西目住民もいるのである。長期間、家屋内外で終日調査を春夏秋冬何回かに分けて調査してこなかったことも問題だ。統計上もサンプルが少なすぎて信用できない。	既設事業に関して、弊社でも近隣地区にはヒアリングしておりますが、低周波による健康被害は確認しておりません。 なお、騒音調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成29年5月）、低周波音調査は「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局 平成12年10月）、また、騒音及び低周波音の予測は、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（平成29年5月改訂、経済産業省）に記載される手法を用いて行っておりますが、現況調査を踏まえて新設の風力発電機による影響の予測及び評価を行い、指針値等を下回ることを確認しております。

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
64	④アセスメント評価の結果「不安や影響は低減できるか、回避できる」とあるが、具体性はないし、回避できないことがあることを全く想定していない（各地で環境保全に関わる紛争が多発している）。もし建設後明らかに環境に悪影響を与えた場合（具体的事例を示すこと）には業者の責任ですぐに撤去し、撤退することを明記すべきである。 他の事業者による稼働後の「環境影響報告書」を読むと、簡単な観測で、すべて「問題ない」として処理されていて問題であった。 以上、更新計画の「準備書」を読む限り、本事業におけるアセスメントを、特に「景観」「生態系」「騒音・低周波音」について時間をかけて根本からやり直すべきである。 それができなければ更新計画を断念すべきと考える。	今回の準備書については、方法書における経済産業大臣勧告及び県知事意見等もふまえた調査並びに予測評価を実施いたしました。 影響は小さいものと予測評価しておりますが、もし稼働後に周辺環境への影響が懸念されるような状況が確認された場合には、必要に応じて調査や専門家の助言・指導を得て、状況に応じた環境保全措置を検討いたします。

意見と事業者の見解（18）

秋田県由利本荘市 N氏

<騒音>

No.	意見	事業者の見解
65	今回の準備書で重大なミスがあります。 風力発電機を稼働させたまま、騒音測定し、その数値を残留騒音としている事です。 その数値は、風車騒音のはずです。（風車騒音とは、残留騒音に風車による騒音を加えたものです）風車が通常の稼働をする風が吹いている時に、風車の稼働を止めて、測定しなければ正しい残留騒音の数値は出ないはずです。よって、もう一度残留騒音を測定しなおして再度、準備書を提出すべきです。	残留騒音は、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づき算出しました。同マニュアルでは、既設の風力発電施設からの騒音は除外することとされており、準備書でお示しした残留騒音は、既設の風力発電施設からの寄与分を除いた数値となっています。

意見と事業者の見解（19）

秋田県由利本荘市 N氏

<騒音>

No.	意見	事業者の見解
66	11月7日の説明会資料で、騒音調査、影響予測において、次のような不思議な数値がありました。 田高春季昼間の残留騒音 39.3dB(準備書より) 〃 予測値 39.2dB 田高春季夜間の残留騒音 37.3dB(準備書より) 〃 予測値 37.1dB 田高秋季昼間の残留騒音 40.6dB(準備書より) 〃 予測値 40.5dB あり得ない数値だと思います。残留騒音より予測値が下回るなど。 別紙にも書きましたが、残留騒音の測定のしかたに誤りがあるからだと思います。 再度測定しなおし、準備書を提出すべきです。	ご意見を頂いた田高地区の騒音レベルは、現地測定結果となります。残留騒音は、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づき算出しました。同マニュアルでは、既設の風力発電施設からの騒音は除外することとされており、準備書で明示した残留騒音は、現地測定結果から既設の風力発電施設からの寄与分を除いた数値となっています。そのため、予測値が現地測定結果を下回ることはいり得ますが、残留騒音を下回ることはいりません。

意見と事業者の見解（20）

秋田県由利本荘市 S氏

<動物>

No.	意見	事業者の見解
67	由利本荘市で野鳥をはじめとする自然観察をしている者です。貴社による西目風力更新事業に対し、主に環境保護の観点から意見を申し上げます。 1. 8号機風車について 準備書によると、「方法書段階では最大10基あった風車の基数を南部の樹林地を避けて8基にすることで生態系への影響を最小限にする」とありますが、これでは不十分です。一番南側に位置する8号機の風車が既存風車の位置から大きく外れた位置に計画されており、鳥類をはじめとする生態系に大きな影響を与える恐れがあります。この1基は以下の点で建設されるべきではありません。 <u>既存の風車エリアから大きく逸脱しており、新たな改変部分が大きい</u> 8号機の風車はもよりの既存風車から500mほど離れており、これを建設すると風車に囲まれた範囲が大幅に増大し、その分野生物に与える影響も大きくなります。振動・騒音・低周波音・夜間の照明・シャドウフリッカー等、人間が問題とする負の影響が動物にも及ぶ事になります。	本事業について、方法書時点では最大10基を計画しておりましたが、周辺環境への影響低減のため、南側部分を削減し最大8基に基数を削減するなど、可能な限りの環境影響低減を図りました。 ガン・ハクチョウ類及び希少猛禽類について、風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクが低減できるよう検討しております。また、当該地域の鳥類に精通する専門家の意見を踏まえ、評価書までに渡り鳥の冬季（2月中旬～下旬）追加調査を実施し、評価書段階においてより地域の渡り鳥の実態を踏まえた予測を行う予定です。希少猛禽類については、本対象事業実施区域内でクマタカの飛翔はほとんど確認されず、年間衝突回数は0.0000個体/年であること、営巣地からの離隔が確保されていることから、影響は小さいと考えております。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。

No.	意見	事業者の見解
67	(前頁からの続き) さらに植生にも改変が及びます。8号機風車の設置予定地は既設の道路から離れているために、およそ500m近くの工事作業用道路を新設する必要がある、風車の設置場所以外にもかなりの面積の森林が伐採されることになります。改変部の地形は平坦な場所ではなく、谷を含んだ複雑なものであるため、工事も複雑になり養生すべき部分も多くなるものと予想されます。 また新しい風車が建設されると、猛禽類にとって営巣適地の南部針葉樹林帯と採餌適地の北部広葉樹林帯との往来を阻害する大きな障害物が出現することになります。採餌地と営巣地の間に風車があることは、採餌の効率を悪くするだけでなくバードストライクの可能性を大きく高めます。 既存風車が稼働して15年以上経ち周辺の野生生物は現在の風車の位置に適応して暮らしています。新たに大きな改変を行うことは避けるべきです。 <u>風車の予定位置がガン・ハクチョウ類および猛禽類の渡りの通り道になっている</u> ちょうど8号機の風車が計画されている孫七山付近はガン・ハクチョウ類の渡りの主要ルートになっており多いときは数百羽の大きな群が一日に何度も通ります。渡りの時期に限らず、ガン・ハクチョウ類は積雪の状況によってねぐらや採餌地を変えるため、越冬期にも頻繁に南北を移動します。西目の田んぼで採食するハクチョウが南にねぐらを取るとき、夕方暗くなるまで西目で採食した後、暗くて視界が悪くなる中孫七山付近上空を越えていくのをよく目にします。このようなときや悪天候で見通しの悪いとき、一つだけ既存風車の位置から離れた8号機は回避しづらいことが予想されます。 また、準備書の猛禽類の飛翔図を見ると8号機設置予定地付近は猛禽類の渡りの主要ルートにもなっています。鳥類が8号機の計画地付近を頻繁に通るのには、孫七山の高台やにかほ高原で発生する上昇気流を利用しやすいこと、周辺に風車が林立する中でこの部分だけ風車が建っていない空間になっていること等が主要因と思われます。鳥類が良い風を利用しつつ、周辺に林立する既存風車を避けて通るためのこの空間をこれ以上狭めるべきではありません。 以上の点から8号機の建設は見合わせるべきと考えます。	

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
68	2. 死骸調査について 準備書で死骸調査の調査期間・方法については述べられていますが、結果についての記述が見当たりません。仮に発見がなかったとしても死骸調査の結果は独立した項目を設けて記載するべきと考えます。 調査結果の記載がないということは発見された死骸がなかったということなのでしょうか。その場合、捜査回数や手法に問題がなかったか検討するべきです。機械的に月何回とするのではなく、渡りの時期や悪天候後には回数を増やし重点的に行うべきだったのではないのでしょうか また、既存事業の稼働期間に発見されたものは鳥種を問わずすべて記載し公表するべきでした。死骸調査で鳥類の被害の正確なデータを確保することが、今後の風力発電の環境軽減策の確立につながります。風力発電事業者としてその責任を十分に認識していただきたいです。	本準備書に係る死骸探索調査において、鳥類の死骸は確認されませんでした。ご指摘のとおり、死骸調査の調査結果の記述が抜けており、申し訳ございません。死骸が確認されなかったことから項目の記載が抜け落ちておりました。評価書において記載いたします。 死骸調査については、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証するとともに、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた環境保全措置を講じる予定です。

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
69	3. 事後調査について 準備書によると事後調査は 1 年間バードストライクに関する調査をするとあります。しかしこれだけでは不十分です。新しく設置される風車はサイズも設置場所も違うため、鳥類にどのような影響が生じるか未知数です。少なくとも 1 年間は死骸調査とともに準備書と同じ定点・渡り・希少猛禽類の飛翔調査を行うべきです。 現在多くの場合ガン・ハクチョウ類は移動の際風車を迂回して風車のない場所を飛んでいます。しかし一定数の個体や群が風車の間をすり抜けていくことがあります。その 1 例として、写真①②③④は 2020 年 2 月に飛来したシジュウカラガン（絶滅危惧 IA）の群が既存風車の下をくぐり海の方へ抜けていった時のもので、西目の田んぼで撮影したものです。わざわざ危険を冒して風車の間を抜けることを訝しく思ったものですが、風車がなければ鳥が好んで通るルートであることが推測されます。 これをさらに裏付けるのが、既存風車の海側にあるにかほ市平沢海岸での観察です。平沢海岸で観察を行っていると、貴社風車を越えて海に出ていくハクチョウやガンの群に遭遇することがあります。特に貴社既存風車 1 本の羽が折れて、運転を停止していた 2019 年 10 月には、停止した風車付近のスペースを通過して比較的大きな群が内陸から海に出ていきました。	風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、算出結果を基に衝突リスクがより低減できるよう検討しております。また、当該地域の鳥類に精通する専門家の意見を踏まえ、評価書までに渡り鳥の冬季(2月中旬～下旬)追加調査を実施し、評価書段階においてより地域の渡り鳥の実態を踏まえた予測を行う予定です。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、供用後 1 年間は事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。なお、事後調査により鳥類に対する著しい影響が確認された場合は、専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な調査や環境保全措置を検討いたします。

No.	意見	事業者の見解
69	(前頁からの続き) このことから、今後更新事業では風車の間隔が広がった場合、このように風車の間を抜けて通る鳥は増えることが推察されます。しかし風車のサイズが大きくなり、ブレード最低点と地面の間隔も狭まるため、目測を誤って衝突する個体が増加する可能性もあります。 事後調査によって鳥の行動がどう変化するかをモニタリングすることは今後の軽減措置を考えるうえで必須と思われます。	

<動物>

No.	意見	事業者の見解
70	4. 道路の拡幅工事について 工事期間中の工事用資材の予定輸送経路として県道 285 号線（冬至西目線）及び 296 号線 （院内孫七山線）が挙げられていますが、296 号線の起点部分付近、西目川沿いの岸辺の土手にはヤマセミがよく休む茂みがあります（写真⑤）。道路の拡幅工事をする場合は、川側の土手は極力崩さないようお願いします。	道路の拡幅工事をする場合は、川側の土手は極力崩さないよう努めます。

<廃棄物>

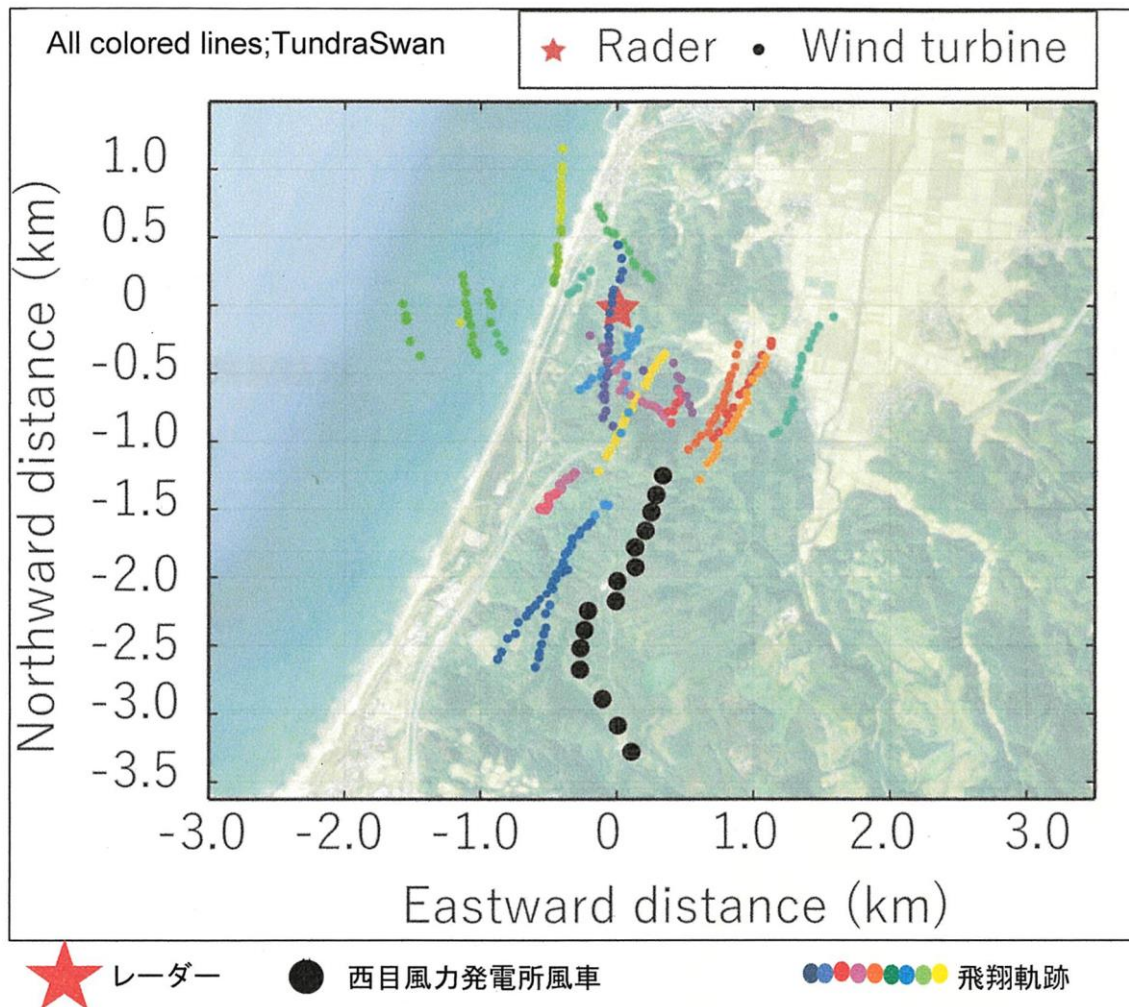
No.	意見	事業者の見解
71	5. 廃棄物の処理について 分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適正に処理する、とありますが、具体的な処理方法を教えてください。特に分解が不可能な風車のブレードの適正な処理方法とは現在どのようなものなのでしょうか。もし埋め立てられるのであれば埋め立て場所はどこなのでしょうか。説明会ではまだ決定していないというお話でしたが、決定次第公表して下さるようお願いします。	ブレードを含む風車部品については、適切に養生し、粉じんが飛散しないように措置したうえで現地にて解体し、適切な許可を有する産廃処理業者に処理を依頼いたします。 具体的な産廃計画について公表を行う予定はございませんが、当然ながら適切な産廃処理が求められることは重々認識しておりますので、法令に基づき確実に対応するように計画を進めてまいります。

<その他>

No.	意見	事業者の見解
72	なお、意見書は写真を含めた全文を掲載して下さるようお願いいたします。 写真①葛法地区から西目町沼田地区上空を飛ぶシジュウカラガンの群 2020 年 2 月 8 日 写真②シジュウカラガン拡大図 写真③西目町沼田地区を通り西目風力発電所に向かうシジュウカラガンの群 写真④風車の上を越えていくのかと思われたが、下をくぐりぬけていった 写真⑤西目川岸に止まるヤマセミ	頂戴したご意見は、写真を含め、そのまま掲載しております。

(図1)

2016年10月25日~28日 野鳥の会によるレーダーを用いたハクチョウ類の飛翔調査



ハクチョウが尾根上の風車を避けて飛ぶ様子がわかる。風車は西目風力発電所。

Case Examples of Barrier Effects of Wind Farms on Birds in Japan

Tatsuya Ura (Wild Bird Society of Japan) et al., CWW2017 発表資料より

ご意見 No. 31: 図表(1)

Map of the Kamaishi Bay area showing wind direction and speed data. The map includes the coast of Iwate Prefecture, Japan, with various towns and landmarks labeled. A legend indicates that blue circles represent wind direction and speed data, pink pentagons represent fixed points, and red arrows represent flight paths. The map shows a high density of wind data points along the coast and in the bay, with red arrows indicating flight paths from the bay towards the land.

ご意見 No. 31: 図表(2)

写真① 葛法地区から西目町沼田地区上空を飛ぶシジュウカラガンの群 2020 年 2 月 8 日



写真②シジュウカラガン拡大図



ご意見 No. 72: 写真①、②

写真③ 西目町沼田地区を通り西目風力発電所に向かうシジュウカラガンの群



写真④ 風車の上を越えていくのかと思われたが、下をくぐりぬけていった



。

ご意見 No. 72: 写真③、④

写真⑤ 西目川岸に止まるヤマセミ



ご意見 No. 72: 写真⑤

日刊新聞紙における公告

秋田魁新報 (令和 2 年 10 月 26 日 朝刊 4 面)

山の空間放射線量
山本、由利、仙
地域振興局で通常

運事会・委員会、本
正副打合せ、議運理
本会議、イタリヤ大
ン。30日国対正副打
地元で活動。

26日本会議。27日政
29日本会議。30日
の治療方法について
31、1日地元で活動。
26日国会活動、本
活動。28、29日国会
30、1日地元で活動。

26日党両院議員総
消費問題特委、本
開会式。27日党文部
党新型コロナウイル
部、文科省説明。29
田博美先生を徳久会
工成研究会セミナー
活動。

26日本会議。27日空
ル・シーブ雇用議連、
ボジウム。29、30日
党元で里親制度勉強会
苗交換会。

要意見交換会で都内
へ移動。27日青森県
大会。同日帰県。
長。29日県後期高齢
日議会全員協議会・定

長。27日鹿角畜産共
市へ。28日県職業能

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」西目風力発電事業
更新計画「環境影響評価準備書」の縦覧を行います。

一、事業者の名称 株式会社ユースエナジーホールディングス
代表者の氏名 代表取締役 稲角 秀幸
主たる事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
二、対象事業の名称 (仮称) 西目風力発電事業 更新計画
発電所の原動力の種類 風力 (陸上)
発電所の規模 30,000kW

三、対象事業実施区域 秋田県由利本荘市西目町 西目・出戸、
にかほ市平沢・西前寺 (仮称ユース西目ウィンドファーム
が位置する南北の尾根一帯)

四、関係地域の範囲 秋田県由利本荘市、にかほ市

五、縦覧の場所
由利本荘市
市役所生活環境課、西目総合支所1階市民ホール
にかほ市
市役所仁賀保庁舎、市役所金浦庁舎、市役所象潟庁舎

縦覧の期間
令和二年十月二十六日(月)～十一月二十五日(水)
縦覧の時間
午前八時半～午後五時十五分(土・日・祝を除く開庁時)

電子縦覧 <http://www.city.yoribetsu.akita.jp/assessmen/10592/>
電子縦覧は、縦覧開始日より縦覧期間中、閲覧可能です。
意見受付期間 令和二年十二月九日(水)まで

意見書の提出 環境保全の見地からの意見ををお持ちの方は
書面に住所、ご氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記
入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函
いただくか、令和二年十二月九日(水)までにかほ市に八の問い合
せ先へご郵送ください。(当日消印有効)

七、住民説明会の開催について
にかほ市
日時 令和二年十一月六日(金) 午後六時～午後八時
場所 ホテルエクセルキクスイ
由利本荘市
日時 令和二年十一月十七日(土) 午前十時～午前十二時
場所 ホテルアイリス

※両会場ともに、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、
ご来場時にはマスクのご着用をお願いします。また、
ソーシャルディスタンスを確保するため、両会場ともに参加
人数を100名程度に制限させていただきます。

八、問い合わせ先 (意見書の提出先) 株式会社ユースエナジ
ホールディングス(〒10510001 東京都港区虎ノ門
四丁目3番13号ヒューリック神谷ビル7階)▽電話03-
54045337、FAX03-54045301▽お問い合わせ時間 午前九時十五分～午前十二時、午後一時～午後
五時半(土・日・祝を除く)

県民と直結
広告の
ことなら



秋田魁新報社
営業局
☎018-888-1862

由利本荘市 広報紙による「お知らせ」

(10月15日発行 「広報ゆりほんじょう 10月15日号」)

■日新館・郷土資料館の

空調設備更新工事を行います
矢島地域の日新館および郷土資料館の全館に電気エアコンを設置するための工事を行います。工事に伴い、郷土資料館が休館となりますので、ご協力をお願いします。

工事期間 令和3年1月29日(金)まで

■郷土資料館の休館期間

10月19日(月)～11月30日(月)

※日新館は通常どおり利用できます。

問い合わせ 矢島教育学習課
☎56・2204

■「(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」

の縦覧を行います
環境保全の見地からのご意見は12月9日(木)まで、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函するか、問い合わせ先に郵送してください。(※日消印有効)

事業者の名称 ㈱ユースエナジーホールディングス
代表者の氏名 代表取締役 稲向秀幸
事業名称 (仮称) 西目風力発電事業更新計画
事業規模 3万kw
事業実施想定区域 由利本荘市西目町西目・出戸、にかほ市両前寺(既設ユースエナジーウインドファームが位置

する南北の尾根(一帯)

縦覧期間 10月26日(月)～11月25日(木) 8時半～17時15分(平日のみ)

縦覧場所 市役所生活環境課、西目総合支所1階市民ホール

※QRコードから電子縦覧もできます。



住民説明会の日時・会場

11月7日(土) 10時～12時・ホテルアイリス ※来場者はマスクの着用をお願いします。

また、収容人数の都合上、入場を制限する場合があります。

問い合わせ ㈱ユースエナジーホールディングス(東京都虎ノ門4-3-13 ヒュウリック神谷ビル7階) ☎03・5404・5337(平日9時15分～12時、13時～17時半) FAX:03・5404・5301

■助け合いの雪よせ

始めてみませんか

自力での雪よせが困難な高齢者世帯などのために、地域の住民有志が協力し、雪よせをする支援活動の輪が広がっています。

このような助け合いによる雪よせを組織化(共助組織)している取り組みは市内では9組織あります。地域の高齢者などが安全・安心に暮らせるよう共助に

よる除排雪活動に取り組んでみませんか。あきたパートナーシップでは組織の立ち上げや助成金などに関するごのお手伝いをしていきます。共助による雪よせに関するご相談や勉強会・説明会の開催を希望される場合は、ご連絡ください。

問い合わせ NPOあきたパートナーシップ ☎018・829・5801、地域振興課 ☎24・6231



助け合いの輪、広がっています！

◆イベントの中止

◆第34回創作展

問い合わせ 本荘教育学習課 ☎22・2673



ひがしゆり

新そばまつり with秋の野菜・山菜市

10/18 (日)

東由利産の新そば(階上早生)を手打ちした十割冷やがけそばを堪能できます。そのほか、物産販売ブースでは、野菜や山菜など、東由利の秋の味覚が並びます。

日時 10月18日(日) 10時～14時
会場 八塩いこいの森センターハウス
内容 ①十割手打ちそばの提供 前売り券:500円、当日券:600円 ※限定200食 ②物産販売(東由利産野菜、山菜などの販売)

前売り券の販売 10月17日(土)まで、ひがしゆりショッピングプラザふれっそ「とくさん市場」 ☎69-3266、八塩いこいの森センターハウス ☎69-2332

問 市観光協会東由利支部(東由利総合支所産業課内) ☎69-2116



10/24 本荘由利地域史研究会 講演会

来場者はマスクの着用をお願いします。入場無料。申し込み不要。

日時 10月24日(土) 14時半～16時
会場 カダーレ自然科学学習室2
講師 元秋田県埋蔵文化財センター主任文化財専門員 利部修さん
演題 「由利棚と横手盆地 ー律令政府の進出ー」

問 本荘由利地域史研究会 佐々木さん ☎24-3840

10/24 第60回 奥羽横断駅伝

東北各県の選手が由利本荘市役所をスタートし、ゴールの北上市役所を目指して、健脚を競います。

日時 10月24日(土) ※大会1日目 由利本荘市内通過予定時刻

○由利本荘市役所 9時スタート
○石沢雪車町前 9時24分頃
○大琴下待避所前 9時58分頃
○道の駅東由利前 10時18分頃

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、密にならずに拍手での応援をお願いします。大会の様子は、後日市ケーブルテレビで特集番組として放映する予定です。(放送日時未定)

問 スポーツ課 ☎32-1334

にかほ市 広報紙による「お知らせ」

(10月15日発行 「広報にかほ 10月15日号」)



みんなの掲示板

Bulletin board for all

▼貸出対象者／市内にお住まいの概ね65歳以上の一人暮らしの方または高齢者のみの世帯で、装置を設置できる固定電話をお使いの方(黒電話には設置不可)▼貸出期間／設置日から3カ月(延長可)
※ご自宅の電話を常に留守番電話にしておくことも、特

特殊詐欺の抑止対策！通話録音装置を無料で貸出中！
市では、特殊詐欺被害から高齢者を守る特殊詐欺対策の一環として、固定電話に取り付ける通話録音装置の無料貸し出しを行っています。この装置は、ご家庭の電話回線と固定電話の間に接続することで、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、警告メッセージのアナウンスの後に会話内容が自動録音されるものです。

にかほ市内の交通事故発生状況

令和2年

	9月中	累計
人身事故	0件	12件
死者数	0人	1人
負傷者数	0人	15人
物損事故	21件	208件



困りごと・相談

特殊詐欺被害の防止対策になりますのでお勧めします。
生活環境課 ☎ 32・3033

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

相談は無料で、人権擁護委員および法務局職員が担当し、相談内容についての秘密は厳守します。

▼期間／11月12日(木)～18日(水)・▽平日：8時30分～19時
▽土、日曜日：10時～17時
相談窓口／女性の権利ホットライン ☎ 0570・070・810

税理士による無料税務相談

▼日時／11月14日(土)・10時～15時
▼会場／本荘由利地域職業訓練センター
▼申込期限／11月13日(金)(要予約)
☎ 東北税理士会本荘支部 鈴木 ☎ 24・5145



その他

違反建築防止週間

10月15日(木)から21日(水)まで建築物の安全性の確保と良好な住環境を作ることを目的として全国的に実施されます。

道の駅象潟「ねむの丘」浴室休業のお知らせ

脱衣所の空調機器更新工事のため次の期間中は浴室を利用できません。

▼浴室休業期間／10月19日(月)～23日(金)(予定)
※期間の変更はねむの丘HP等で周知します。

※レストラン、軽食コーナー、売店は通常営業です。
道の駅象潟「ねむの丘」 ☎ 32・5588

遊湯スクラッチくじ実施中

▼実施期間／10月31日(土)～
▼加盟店／55店舗
▼イベント概要／お買い上げ金額1,000円毎にスクラッチくじ1枚を進呈。今年はさらに2,000円以上お買い上げにつき、加盟店賞が当たるダブルチャンスもあり！
☎ にかほ市商工会 金浦本所 ☎ 38・3350

「(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」の縦覧

▼縦覧
▼期間／10月26日(月)～11月25

日(内開庁時)・電子縦覧は下記QRから場所／まちづくり推進課、市民課市民サービス班、金浦市民サービスセンター
意見の提出／環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見(意見の理由を含む)を記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函するか、12月9日(木)まで問い合わせて先へ郵送(当日消印有効)▼事業の概要／▽事業の名称：(仮称)西目風力発電事業更新計画▽事業者：㈱ユースエナジーホールディングス▽事業の種類：風力発電(陸上)▽事業の規模：30,000kw▽対象事業実施区域：由利本荘市西目町西目・出戸、にかほ市平沢・阿前寺



住民説明会

▼日時／11月6日(金)・18時～20時
▼会場／ホテルエクセルキクスイ
▼定員／100人程度(新型コロナウイルス感染症予防対策のため)
☎ 〒105-0001／東京都港区虎ノ門4・3・13 ㈱ユースエナジーホールディングス ☎ 03・5404・5337 FAX 03・5404・5301

インターネットによる「お知らせ」 (秋田県 ウェブサイト)

■ 調べる

分分野別

■ 聴く

音声読み上げ

■ 翻訳

外国語変換

■ サイト内を検索する

キーワード・コンテンツ番号を入力

■ Foreign language (Google Translation)

Select Language

美の国
あきた
ネット

秋田県公式サイト

(仮称) 西目風力発電事業更新計画

2020年10月26日 | コンテンツ番号 : 33760

(仮称) 西目風力発電事業更新計画に係る環境影響評価の概要

項目名	内容
事業名	(仮称) 西目風力発電事業更新計画
事業者	株式会社ユースエナジーホールディングス
事業の種類	風力発電所の設置
対象法令等	環境影響評価法
事業実施場所	由利本荘市 西目町西目・出戸 にかほ市 平沢・両前寺
関係地域	由利本荘市、にかほ市
事業の規模	出力最大30,000kW
配慮書	公表日
	平成30年4月26日
	縦覧期間
	平成30年4月26日～5月30日
	縦覧場所
	由利本荘市役所 生活環境課 由利本荘市役所 西目総合支所 にかほ市役所 仁賀保庁舎 にかほ市役所 金浦庁舎 にかほ市役所 象潟庁舎
	インターネットによる公表
方法書	意見提出期限
	平成30年5月30日(当日消印有効)
	意見数
	—
	知事意見
	平成30年7月12日
	公告日
	平成31年1月8日
	縦覧期間
	平成31年1月8日～2月7日
準備書	縦覧場所
	由利本荘市役所 生活環境課 由利本荘市役所 西目総合支所 にかほ市役所 仁賀保庁舎 にかほ市役所 金浦庁舎 にかほ市役所 象潟庁舎
	説明会の場所・日時
	・由利本荘市 日時 平成31年1月24日 午後6時～午後8時30分 場所 西目公民館シーガル 講堂(由利本荘市西目町沼田字新道下2-533) ・にかほ市 日時 平成31年1月25日 午後6時～午後8時30分 場所 にかほ市総合福祉交流センター(にかほ市平沢八森31-1)
	インターネットによる公表
	事業者ウェブサイト(公開終了しました)
	意見提出期限
	平成31年2月21日(当日消印有効)
	意見数
	26通91件
	知事意見
準備書	令和元年6月17日
	公告日
	令和2年10月26日
	縦覧期間
	令和2年10月26日～11月25日
	縦覧場所
	由利本荘市役所 生活環境課 由利本荘市役所 西目総合支所 1階市民ホール にかほ市役所 仁賀保庁舎 にかほ市役所 金浦庁舎 にかほ市役所 象潟庁舎
準備書	インターネットによる公表
	事業者ウェブサイト
	説明会開催日・場所
	・由利本荘市 日時 令和2年11月7日(土) 午前10時～午前12時 場所 ホテルアイリス ・にかほ市 日時 令和2年11月6日(金) 午後6時～午後8時 場所 ホテルエクセルキクスイ
準備書	意見提出期限
	令和2年12月9日(当日消印有効)

	意見数	
	公聴会開催日・場所	
	知事意見	
評価書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
事業着手	事業着手日	
	事業終了時期 (予定)	
事後調査報告書	提出日	
	公表方法等	

ダウンロード

- ・配慮書知事意見 [📄](#)
- ・方法書知事意見 [📄](#)

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。
詳しくはビューワー一覧をご覧ください。(別ウィンドウで開きます。)

 このページに関するお問い合わせ

生活環境部 環境管理課

TEL : 018-860-1571 FAX : 018-860-3881 E-mail : kanken@pref.akita.lg.jp

秋田県庁

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
TEL: 018-860-1111 (代表)
E-mail info@mail2.pref.akita.jp
開庁時間：月曜日～金曜日 8時30分から17時15分まで（祝日・年末年始を除く）

[📍 アクセス](#) [☎ 部署別電話番号](#)

地域振興局

鹿角地域 >	北秋田地域 >
山本地域 >	秋田地域 >
由利地域 >	仙北地域 >
平鹿地域 >	雄勝地域 >

[🗺 サイトマップ](#) [📄 ガイドライン](#) [🔒 個人情報保護](#) [📄 著作権・リンク・免責事項](#) [🔒 ウェブアクセシビリティ](#)

AKITA Prefecture All Rights Reserved 各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます

インターネットによる「お知らせ」 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【トップページ】



[English](#)
[한국어](#)
[お問い合わせ](#)

[私たちについて](#)
[事業案内](#)
[発電所のご案内](#)
[地域の皆さまと共に](#)
[企業情報](#)
[お知らせ](#)

2020.11.26 更新

(仮称) 西目風力発電事業 更新計画に係る環境影響評価準備書の公表、及び縦覧について

TOP / 環境影響評価 / (仮称) 西目風力発電事業 更新計画に係る環境影響評価準備書の公表、及び縦覧について

令和2年10月26日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、令和2年10月26日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 西目風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、秋田県知事及び由利本荘市長、にかほ市長に送付しました。

準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

計画概要

対象事業の名称	(仮称) 西目風力発電事業 更新計画
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 30,000kW (定格出力4,200kWもしくは4,300kWの風力発電機を最大8基程度設置)
対象事業実施区域	秋田県由利本荘市 西目町西目・出戸、にかほ市 平沢・岡前寺

縦覧について

縦覧の場所	由利本荘市 市役所生活環境課、西目総合支所1階市民ホール にかほ市 市役所に賢保庁舎、市役所金浦庁舎、市役所泉沼庁舎
縦覧期間	令和2年10月26日(月)から11月25日(水)まで
縦覧時間	土、日、祝日を除く8:30～17:15(開庁・開館時間に準じます。)
電子縦覧	下記にて電子縦覧を実施いたします。 (https://www.eurus-energy.com/assessment/10592/)

意見書の提出について

提出方法	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の開い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間	令和2年10月26日(月)から令和2年12月9日(水)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式	(仮称) 西目風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について

(仮称) 西目風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書に対する意見書  [145 KB]

住民説明会の開催について

- ホテルエクセルキクスイ (にかほ市平沢字町田108-1)
令和2年11月6日(金) 18時～20時
 - ホテルアイリス (秋田県由利本荘市有町5番地)
令和2年11月7日(土) 10時～12時
- ※両会場ともに、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ご来場時にはマスクのご着用をお願いします。また、ソーシャルディスタンスを確保するため、両会場ともに参加人数を100名程度に制限させていただきます。

— お問い合わせ

住所	株式会社ユースエナジーホールディングス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
担当	国内事業企画部（環境アセスメント担当）
電話番号	03-5404-5337
お問い合わせ時間	土、日、祝日を除く 9:15～12:00、13:00～17:30

— 準備書

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告及び事業者の見解

第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の勧告

第10章 環境影響評価の結果

10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

10.1.1 騒音

10.1.2 超低周波音

10.1.3 水の濁り

10.1.4 その他の環境

10.1.5 動物

10.1.6 植物

10.1.7 生態系

10.1.8 景観

10.1.9 人と自然の触れ合い活動の場

10.1.10 廃棄物等

10.2 環境の保全のための措置

10.3 事後調査

10.4 環境影響の総合的な評価

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第12章 その他環境省令で定める事項

資料編

要約書

— 準備書及び要約書について

準備書及び要約書は、令和2年10月26日（月）～11月25日（水）の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書の著作権は、株式会社ユースエナジーホールディングスに帰属します。著作権者である株式会社ユースエナジーホールディングスの許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものです。

[← 環境影響評価図書一覧に戻る](#)

ユースエナジーグループを知る

[私たちについて](#)



[事業案内](#)



[お知らせ](#)



[企業情報](#)



ご意見記入用紙

「(仮称)西目風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称)西目風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
(株)ユーラスエナジーホールディングス

国内事業企画部 環境アセスメント担当 宛

○意見書の提出期限 令和2年12月9日(水)〔当日消印有効〕

意見書

令和 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含 めて記載してください。〕	

注： 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。